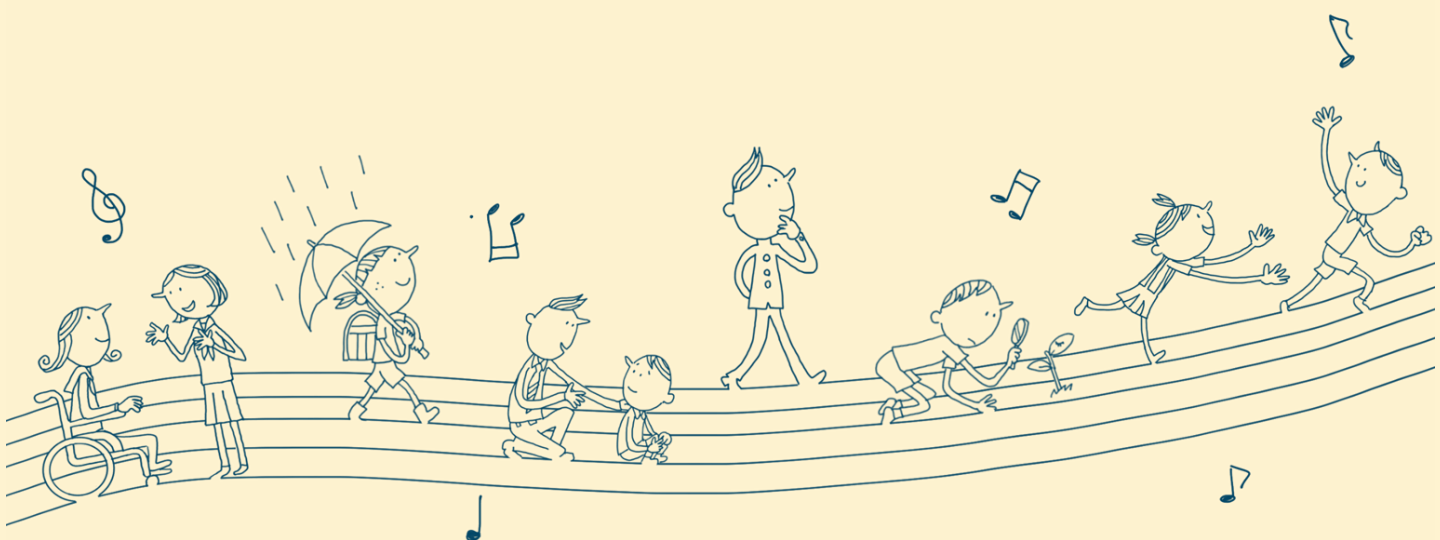


すべての教員のための

特別支援教育ハンドブック



令和7年3月

香川県教育委員会事務局 特別支援教育課

はじめに

平成 22 年 3 月に初版を発行しました『特別支援教育ハンドブック』の改訂を、この度行うこととしました。平成 27 年、令和 2 年に続き、3 度目の改訂となります。

平成 22 年の初版の発行以降、15 年を経過しましたが、特別支援教育が社会全体の中で果たす役割は、益々その重要性を増しています。初版のこのページにおいて、特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加について触れられていますが、特別支援教育に対する保護者等の理解や認識の深まりにより、その傾向は令和となった現在においてより一層進んでいます。

文部科学省の令和 5 年 5 月 1 日現在の全国集計によると、義務教育段階の全児童生徒数は約 941 万人で、直近 10 年間で約 1 割減少している一方で、特別支援学級の在籍者数は平成 25 年度比で 2.1 倍に、通級による指導を受けている児童生徒は 2.3 倍に、特別支援学校の在籍者数は 1.3 倍に増えており、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加が顕著に表れています。

全国のこの傾向は、本県においても同様です。令和 6 年 5 月 1 日現在の集計では、義務教育段階の全児童生徒数は約 6 万 9 千人で、10 年前の平成 26 年に比べると約 1 万 3 千人減少していますが、特別支援学級の在籍者は、平成 26 年度比で約 2.1 倍に、通級による指導を受けている児童生徒は約 1.9 倍に、特別支援学校の在籍者は約 1.05 倍に増えています。本県においても特別支援教育の対象となる児童生徒は増加しています。

また、令和 4 年 12 月に公表された文部科学省が行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果では、通常の学級に在籍し学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小・中学校において推定値 8.8%、高等学校においては推定値 2.2%となっており、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性が示されました。

つまり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を問わず、全ての学級に特別な支援を必要とする児童生徒がいることを前提に、多様性を尊重した学級経営や、分かりやすい授業を行うことが、これまで以上に求められています。

今回の改訂では、最新の状況や法律等を踏まえて内容を修正するとともに、全ての教員が特別支援教育に主体的に取り組むために必要な情報を充実させることに努めました。特に、以下の 3 点については、今回の改訂で重点を置いて見直しを行ったところです。

- ・通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、それぞれの多様な学びの場ごとの留意点についての説明内容を充実
- ・学校内における特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターの項目を新たに章立て
- ・令和 3 年 6 月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、学校における医療的ケアの項目を新たに追加

特別支援教育の充実が、子供たちの個別最適な学びの充実につながります。本書が活用され、子供たちのニーズに応じた教育的支援に役立つよう願っています。

令和 7 年 3 月

香川県教育委員会事務局

特別支援教育課長 笠井幸博

目次

■ はじめに

1 全ての園・学校、全ての学級で行う特別支援教育

(1) 特別支援教育の基本的な考え方

① 全ての園・学校、全ての学級で行う特別支援教育

② インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の方向性

◆特別支援教育マスター指標

(2) 多様な学びの場

① 通常の学級

② 通級による指導

③ 特別支援学級

④ 特別支援学校

(3) 交流及び共同学習の推進

① 交流及び共同学習の意義

② 交流及び共同学習の形態

③ 交流及び共同学習の推進に当たって

(4) 合理的配慮

① 合理的配慮の背景

② インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の方向性

③ 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

④ 合理的配慮とは

⑤ 合理的配慮の観点

(5) 学校における医療的ケア

① 学校における医療的ケアの意義と基本的な考え方

② 医療的ケアが必要な児童生徒の「教育の場」

③ 学校における実施体制

④ 個別の教育支援計画の活用

⑤ 学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担

⑥ 学校における医療的ケアの例

2 適切な理解と指導のために

(1) 視覚障害

(2) 聴覚障害

(3) 知的障害

(4) 肢体不自由

(5) 病弱・身体虚弱

(6) 言語障害

(7) 自閉症

(8) 情緒障害

(9) 学習障害（LD）

(10) 注意欠陥多動性障害（ADHD）

3 通級による指導担当者のために

(1) 通級による指導の対象者と指導の内容

① 言語障害

② 弱視

③ 難聴

④ LD、ADHD等

(2) 教育課程の編成

① 小・中学校

② 高等学校

③ 自立活動

(3) 通級による指導担当者の1年(例)

(4) 通級指導教室に関する調査

4 特別支援学級担任のために

(1) 特別支援学級の対象者について

① 弱視特別支援学級

② 難聴特別支援学級

③ 知的障害特別支援学級

④ 肢体不自由特別支援学級

⑤ 病弱・身体虚弱特別支援学級

⑥ 自閉症・情緒障害特別支援学級

(2) 教育課程の編成

- ① 基本的な考え方
- ② 教育課程編成の手順
- ③ 自立活動
- ④ 各教科等を合わせた指導
- ⑤ 通常の学級との交流及び共同学習

(3) 特別支援学級担任の1年(例)

(4) 特別支援学級関係の調査

- ① 特別支援学級調査(5月)
- ② 特別支援学級の事前調査(11月)

5 特別支援学校教員のために

(1) 特別支援学校の対象者について

- ① 特別支援学校(視覚障害)
- ② 特別支援学校(聴覚障害)
- ③ 特別支援学校(知的障害)
- ④ 特別支援学校(肢体不自由)
- ⑤ 特別支援学校(病弱)

(2) 教育課程について

- ① 特別支援学校の教育課程
- ② 各教科等(自立活動以外)の構成等について
- ③ 自立活動
- ④ 各教科等を合わせた指導
- ⑤ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い
- ⑥ 交流及び共同学習

6 特別支援教育コーディネーターのために

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

- ① 学校(及び園)内の関係者や関係機関との連絡調整
- ② 各学級担任への支援
- ③ 巡回相談員や専門家チーム(及び外部の専門家)との連携
- ④ 学校(及び園)内の幼児児童生徒の実態把握と情報収集の推進

(2) 特別支援教育コーディネーターの1年

(〇〇立A小学校の例)

7 個別の教育支援計画、個別の指導計画及びサポートファイル「かけはし」の作成と活用

(1) 個別の教育支援計画

- ① 個別の教育支援計画とは
- ② 個別の教育支援計画の作成と活用

(2) 個別の指導計画

- ① 個別の指導計画とは
- ② 個別の指導計画の作成と活用

(3) 学校間での個別の教育支援計画等を活用した支援の引き継ぎ

(4) サポートファイル「かけはし」

- ① サポートファイル「かけはし」とは
- ② 主な支援機関
- ③ サポートファイル「かけはし」の作成と活用

8 教科用図書

(1) 教科書の種類

- ① 検定済教科書
- ② 著作教科書
- ③ 一般図書
- ④ 教科用特定図書等
(拡大教科書、点字教科書、音声教材)

(2) 教科書を選ぶ際の留意事項

9 就学相談・就学手続き

(1) 就学相談

- ① 就学指導に係る法令等 ～学びの場決定のためのものさし～
- ② 十分な情報収集と情報提供

(2) 就学手続き

- ① 就学に関する手続き
- ② 小・中学校から特別支援学校(小・中学部)への転学手続き
- ③ 特別支援学校(小・中学部)から小・中学校への転学手続き
- ④ 区域外就学
- ⑤ 中学校から県内特別支援学校の高等部に進学する場合

10 指導・支援に関する相談機関・関係機関

(1) 巡回相談

- ① 目的
- ② 対象
- ③ 内容
- ④ 留意事項

(2) 連携訪問

- ① 目的
- ② 対象
- ③ 内容
- ④ 留意事項

(3) 特別支援学校のセンター的機能

- ① 特別支援学校のセンター的機能とは
- ② センター的機能の具体例

(4) 各種支援制度

- ① 特別支援教育就学奨励費
- ② 障害に関する手帳
- ③ 障害福祉サービスの活用

■参考資料

資料1 「通級による指導」実施上の手引き

資料2 「個別の教育支援計画」参考様式
(文部科学省)

資料3 「個別の指導計画」様式例・記入例

資料4 サポートファイル「かけはし」
様式・記入の手引き

資料5 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」
の作成率の状況(全国比較)

資料6 自立活動指導目標・指導内容シート

資料7 公立高等学校入学選抜における特別措置

資料8 一般就労・就労系障害福祉サービス

■引用・参考文献

